

令和8年3月30日

担当者：島根県 建築住宅課

担当 松本、松田

電話：0852-22-5974

e-mail：juutaku-kensetu@pref.shimane.lg.jp

災害救助法に基づく応急仮設住宅に関する協定締結について

災害発生時において、被災地・被災者等の様々な状況に応じて、適宜、適切な応急仮設住宅の供給を行える体制を構築するため、移動式木造住宅の生産事業者等で組織される、一般社団法人日本ムービングハウス協会を相手方として、応急仮設住宅の建設に関する協定を締結しました。

1. 締結の相手方

一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事 佐々木 信博
(北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2番15号)

2. 協定締結日

令和8年3月27日(金)

3. 協定内容

災害発生時、県からの要請に基づいて、当該協会が住宅建設業者(協会員)の斡旋その他必要な協力を行い、応急仮設住宅を建設する。

4. 協会の概要

- ・平成28年3月11日に設立。
- ・全国に30か所(中国地方は岡山県と鳥取県)の生産拠点(協会員の事業所)があり、要請受託後最短2週間程度で150戸の供給能力を有する。
- ・令和8年2月末時点で、28都道県198市町村と協定締結済。
- ・令和6年1月の能登半島地震において、511戸の供給実績がある。

【事例】令和6年1月能登半島地震 石川県中能登町二宮第1団地



【参考】 本県における、災害時の住宅確保に関する協定の締結状況

協定内容	団体名	協定締結日
建設型応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社) プレハブ建築協会	H14. 4. 1
	(一社) 全国木造建設事業協会	R2. 3. 16
	(一社) 島根県建築住宅施策推進協議会 株式会社山陰合同銀行	R5. 3. 2
移動式木造住宅の建設に関する協定	(一社) 日本ムービングハウス協会	R8. 3. 27
民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社) 島根県宅地建物取引業協会	H18. 1. 12
	(公社) 全日本不動産協会島根県本部	H18. 1. 12
民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	H25. 7. 24